

金目川流域治水協議会及び葛川流域治水協議会 合同会議

日 時：令和4年3月24日（木）10:00～
WEB 会議開催

次 第

1. 開 会
2. 挨拶 神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長
3. 議 題
 - 1) 規約の改正について
 - 2) 流域治水プロジェクト（案）について
 - 3) 今後のスケジュールについて

〔配布資料〕

- | | |
|-------|--------------------|
| 資料1-1 | 金目川流域治水協議会規約 改正（案） |
| 資料1-2 | 葛川流域治水協議会規約 改正（案） |
| 資料2-1 | 金目川水系流域治水プロジェクト（案） |
| 資料2-2 | 葛川水系流域治水プロジェクト（案） |
| 資料3 | 今後のスケジュールについて |

金目川流域治水協議会【改正案】

規 約

(名称)

第1条 この会議は、「金目川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、金目川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 金目川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、金目川水系における治水に関する必要な事項

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年8月13日から施行する。

本規約は、令和4年●月●日に改定する。

別表1（協議会構成員）

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 農政部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河川課長	調査グループ グループリーダー	事務局
		整備グループ グループリーダー	
		防災グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課長	砂防グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー	
県土整備局 平塚土木事務所長	河川砂防第一課長		
平塚市	防災・危機管理監	災害対策課長	
	産業振興部長	農水産課長	
	まちづくり政策部長	まちづくり政策課長	
	土木部長	土木総務課長	
下水道整備課長		窓口担当	
秦野市	くらし安心部長	防災課長	

	環境産業部長	農業振興課長	
		環境共生課 森林里山担当課長	
	都市部長	まちづくり計画課長	
	建設部長	建設管理課長	窓口担当
		道路整備課長	
上下水道局長	下水道施設課長		
厚木市	市長室長	危機管理課長	
	財務部長	財産管理課長	
	環境農政部長	農林・鳥獣対策担当課長	
	まちづくり計画部長	都市計画課長	
	許認可担当部長	開発審査課長	
		まちづくり指導課長	
	都市整備部長	下水道総務課長	
		下水道施設課長	
		河川ふれあい課長	窓口担当
		公園緑地課長	
森の里東・酒井地区整備 担当課長			
伊勢原市	危機管理担当部長	危機管理課長	
	総務部長	管財契約検査課長	
	経済環境部長	農林整備担当課長	
	都市部長	都市政策課長	
		みどり公園課長	
		建築住宅課長	
	国県事業推進担当部長	国県事業対策課長	
土木部長	道路整備課長		

	下水道担当部長	下水道整備課長	窓口担当
大磯町	政策総務部長	総務課長	
	参事（危機管理対策担当）	危機管理課長	
	都市建設部長	建設課長	
		下水道課長	窓口担当
		都市計画課長	
産業環境部長	産業振興担当課長		
中井町	総務課長	総務課長	
	地域防災課長	地域防災課長	
	環境上下水道課長	環境上下水道課長	
	産業振興課長	産業振興課長	
	まち整備課長	まち整備課長	窓口担当
農林水産省	林野庁 関東森林管理局 東京神奈川森林管理署長	治山グループ 総括治山技術官	

葛川流域治水協議会【改正案】

規 約

(名称)

第1条 この会議は、「葛川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、葛川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 葛川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、葛川水系における治水に関する必要な事項

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年8月13日から施行する。

本規約は、令和4年●月●日に改定する。

別表 1 (協議会構成員)

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 農政部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河川課長	調査グループ グループリーダー	事務局
		整備グループ グループリーダー	
		防災グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課長	砂防グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー	
県土整備局 平塚土木事務所長	河川砂防第一課長		
平塚市	防災・危機管理監	災害対策課長	
	産業振興部長	農水産課長	
	土木部長	土木総務課長	
		下水道整備課長	窓口担当
秦野市	くらし安心部長	防災課長	
	環境産業部長	農業振興課長	

		環境共生課 森林里山担当課長	
	都市部長	まちづくり計画課長	
	建設部長	建設管理課長	窓口担当
	上下水道局長	下水道施設課長	
大磯町	政策総務部長	総務課長	
	参事（危機管理対策担当）	危機管理課長	
	都市建設部長	建設課長	
		下水道課長	窓口担当
		都市計画課長	
産業環境部長	産業振興担当課長		
二宮町	政策総務部長	財務課長	
		防災安全課長	
	都市部長	産業振興課長	
		都市整備課長	窓口担当
		下水道課長	
中井町	総務課長	総務課長	
	地域防災課長	地域防災課長	
	環境上下水道課長	環境上下水道課長	
	産業振興課長	産業振興課長	
	まち整備課長	まち整備課長	窓口担当

(オブザーバー)

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 海岸課

～河道掘削、堤防整備等による浸水被害の軽減及び流域治水対策の推進～

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、堤防整備、護岸整備、橋梁架替等
- ・準用河川、普通河川における河道整備
- ・持続可能な施設能力の維持（河道内における堆積土砂の撤去等）
- ・下水道による雨水排水施設、排水機場及び雨水貯留浸透施設の整備
- ・流域における雨水浸透施設の整備、防災調整池の活用及び区画整理による調整池の整備
- ・砂防堰堤等の整備（「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）
- ・ため池等の農業施設の活用・管理
- ・農業用施設の機能強化（水路整備）
- ・上流域における森林整備及び治山対策
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ
- ・雨水貯留浸透施設整備の支援制度

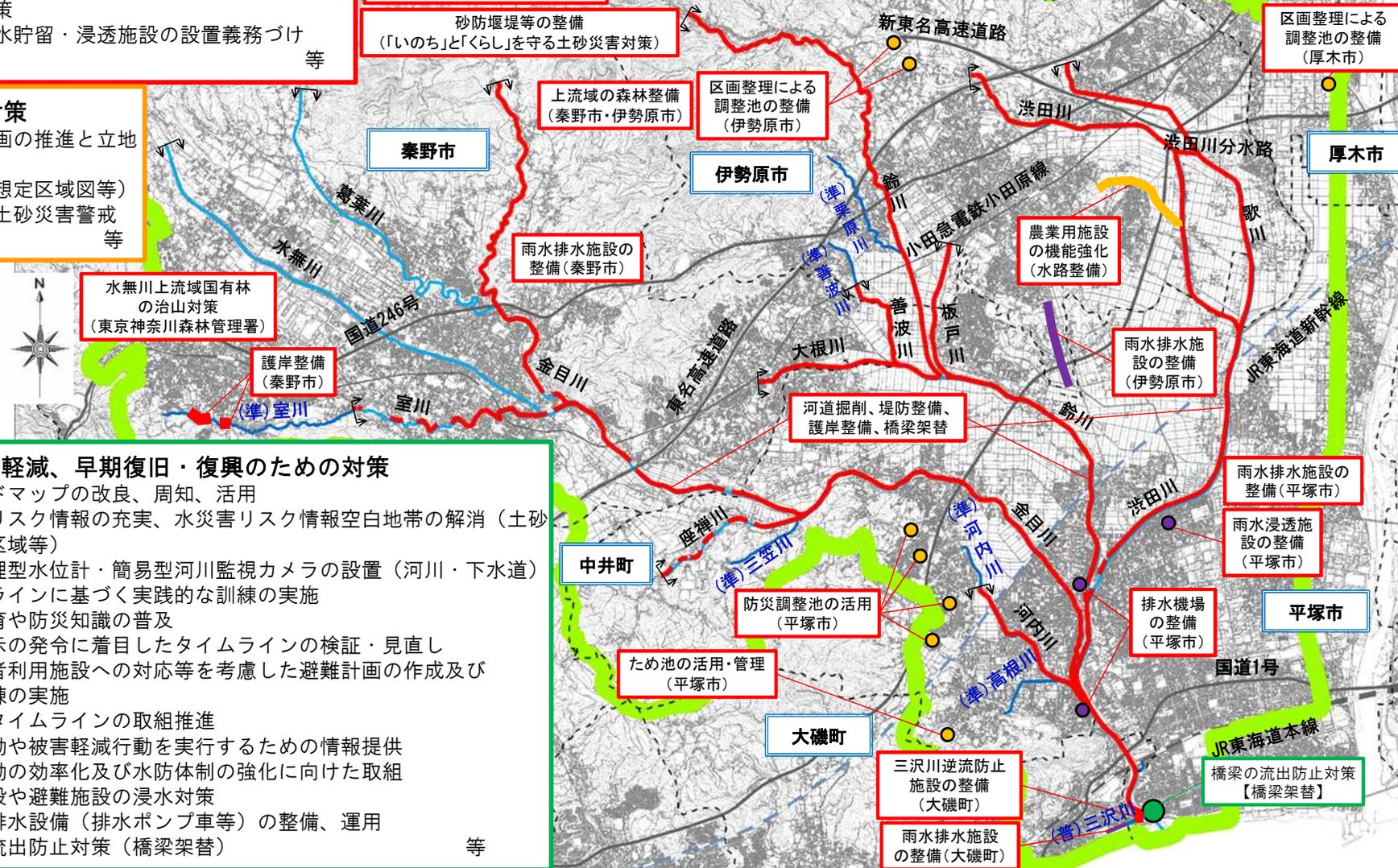
■被害対象を減少させるための対策

- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進と立地抑制・移転の誘導
- ・水災害リスク情報の充実（内水浸水想定区域図等）
- ・水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、金目川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、年超過確率1/4（時間雨量50mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

かながわ水源環境保全・再生計画及び森林整備保全事業計画に基づく整備（森林整備、治山対策）

※ 具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
※ 河川管理上必要な堆積土砂の撤去や樹木伐採等は、適宜実施していく。



■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップの改良、周知、活用
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置（河川・下水道）
- ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・避難指示の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成及び避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
- ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- ・公共施設や避難施設の浸水対策
- ・移動式排水設備（排水ポンプ車等）の整備、運用
- ・橋梁の流出防止対策（橋梁架替）



凡例	
	流域界
	県管理区間
	準用河川・普通河川
	下水道施設(雨水)
	その他雨水貯留等

○ 金目川では、県、市町等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 【短期】 河川における対策と合わせて、雨水排水施設の整備や農業用排水施設の機能強化等を進める。
 【中期・中長期】 引き続き、取組事業を進めると共に、河川における対策として、河道掘削、堤防整備、護岸整備等を進める。
 ○ あわせて、立地適正化計画の推進及び立地抑制・移転の誘導等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等によるソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道掘削、堤防整備、護岸整備、橋梁架替	神奈川県	金目川水系河川整備基本方針に基づく河川整備		
	護岸整備等(準用河川、普通河川)	秦野市 大磯町	室川護岸整備 三沢川 逆流防止施設の整備		
	持続可能な施設能力の維持	神奈川県、平塚市、 秦野市、伊勢原市	河道内における堆積土砂の撤去等		
	雨水排水施設の整備	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町	雨水ネットワーク管の新設等 第1号公共下水道事業 雨水矢羽根第1-1幹線の整備 東町3丁目付近の護岸高上げ		
	排水機場の整備	平塚市	長持ポンプ場の新設、山下ポンプ場の増設		
	砂防堰堤等の整備 (「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策)	神奈川県	砂防堰堤等の整備		
	農業用排水施設に係る機能強化	神奈川県	湛水防除事業(水路整備)		
	ため池等の農業施設の活用・管理	平塚市	事前放流等を踏まえた水位計設置、避難体制の構築等		
	上流域の森林整備等	東京神奈川森林管理署 神奈川県、 秦野市、伊勢原市	水源かん養又は山地災害防止の機能維持増進を図るための治山対策 かながわ水源環境保全・再生計画及び森林整備保全事業計画に基づく森林整備及び治山対策 地域水源林整備等		
被害対象を減少させるための対策	水災害リスク情報の充実 (内水浸水想定区域)	平塚市、秦野市、 伊勢原市、大磯町	ハザードマップへの内水浸水想定区域の反映、周知		
	リスクが高い区域における立地抑制・移転の誘導 (立地適正化計画の推進)	平塚市、厚木市、 秦野市、伊勢原市	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制・移転の誘導		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県、平塚市、秦野市、大磯町	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	神奈川県、平塚市、厚木市、秦野市、 伊勢原市、大磯町、中井町	大規模氾濫減災協議会における取組方針等に基づき実施		
	早期復旧・復興の体制強化	平塚市	移動式排水設備の整備・運用		

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

～河道掘削、護岸整備等による浸水被害の軽減及び流域治水対策の推進～

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、護岸整備、橋梁架替等
- ・持続可能な施設能力の維持（河道内における堆積土砂の撤去等）
- ・下水道による雨水排水施設の整備
- ・流域における雨水貯留浸透施設の整備
- ・溪流保全工等の整備（「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）
- ・ため池等の農業施設の活用・管理
- ・上流域における森林整備及び治山対策
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ
- ・雨水貯留浸透施設整備の支援制度等

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、葛川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、年超過確率1/4～1/5（時間雨量約50mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

■被害対象を減少させるための対策

- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進と立地抑制・移転の誘導
- ・水災害リスク情報の充実（内水浸水想定区域図等）
- ・水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）等

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップの改良、周知、活用
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置（河川）
- ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・避難指示の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成及び避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
- ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- ・公共施設や避難施設の浸水対策等



凡例	
■■■■	流域界
⇄	県管理区間
—	準用河川
—	下水道施設(雨水)
—	その他貯留施設等

※ 具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
※ 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。

海岸保全施設等の整備
(京浜河川事務所・神奈川県)

○ 葛川では、県、市町等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 【短期】 河川における対策と合わせて、雨水排水施設の整備等を進める。
 【中期・中長期】 引き続き、取組事業を進めると共に、河川における対策として、河道掘削、護岸整備等を進める。
 ○ あわせて、立地適正化計画の推進及び立地抑制・移転の誘導等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等によるソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道掘削、護岸整備、橋梁架替	神奈川県	葛川 国道1号(塩海橋)下流～打越川合流点 不動川 葛川合流点～本郷橋、神橋上流～二級河川上流端		
	持続可能な施設能力の維持	神奈川県、平塚市、大磯町、二宮町、中井町	河道内における堆積土砂の撤去等		
	雨水排水施設の整備	平塚市、秦野市、大磯町	上吉沢地区、土屋地区 第1号公共下水道事業 不動川排水区・葛川排水地区等		
	溪流保全工等の整備 (「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策)	神奈川県	溪流保全工等の整備		
	ため池等の農業施設の活用・管理	平塚市	事前放流を踏まえた水位計設置、避難体制の構築等		
被害対象を減少させるための対策	水災害リスク情報の充実 (内水浸水想定区域)	平塚市、秦野市、大磯町	ハザードマップへの内水浸水想定区域の反映、周知		
	リスクが高い区域における立地抑制・移転誘導 (立地適正化計画の推進)	平塚市、秦野市	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制・移転の誘導		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	神奈川県、平塚市、秦野市、大磯町、二宮町、中井町	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		
	早期復旧・復興の体制強化	平塚市、二宮町	移動式排水設備の整備・運用		

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

今後のスケジュールについて

資料 3

【策定スケジュール】

